

簡易入札（見積競争） 公告

1. 簡易入札（見積競争）に付する事項
ガラスビーズ購入
2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - ① 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第31条の規定に該当しないものであること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。
 - ② 簡易入札時において、国土交通省から指名停止処分を受けていない者であること。
 - ③ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、官公庁、独立行政法人及び教育・研究機関等における本件に類する履行実績を有し、当所に対する適正な契約の履行が確保される者であること。
 - ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
3. 契約条項を示す場所
〒181-0004 東京都三鷹市新川6-38-1
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 総務部会計課契約係
T E L 0422-41-3489
F A X 0422-41-3242
M a i l kani_keiyaku@m.mpat.go.jp
4. 簡易入札説明会を開催の有無 無
5. 簡易入札執行に関する説明事項及び仕様書の配付場所
説明事項はHP掲載、仕様書は添付ファイルのとおり
6. 簡易入札執行に関する説明事項及び仕様書に対する質問の受付
質問は、文書（書式自由。ただし、A4版とする。）により行うものとし、持参、郵送（ただし、受付期間内に必着のこと。）、F A X、M a i l のいずれの方法でも可能とする。
ただし、F A Xの場合は着信を確認すること。なお、文書には、回答を受ける窓口の部署、氏名、電話及びF A X番号、電子メールアドレスを併記すること。
 - ① 担当部署 3. と同じ
 - ② 質問の受付期間
令和7年 5月15日（木） 10時00分 から
令和7年 5月19日（月） 16時00分 まで
（持参の場合は、期間中の土・日・祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで）
7. 見積書の提出方法、提出先及び提出期限（※必ず見積書の原紙を提出すること）
提出方法：簡易入札執行に関する説明事項による。
提出先：3. と同じ
提出期限： 令和7年 5月20日（火） 12時00分 まで
なお、見積書の提出は、2. に掲げる競争に参加する者に必要な資格に関する事項を全て満たすことを前提とし、確認のためのヒアリング若しくは資料提出等を求める場合があるので、その場合に対応できる体制であること。
8. 簡易入札保証金に関する事項
免除
9. 見積書の無効
本公告2. に示した競争参加資格の無い者が提出した見積書及び見積競争に関する条件に違反した見積書は無効とする。
10. その他
 - ① 契約保証金に関する事項 免除
 - ② 見積競争の結果、予定価格以下の見積書の提出がなかった場合は、7. に掲げる提出期限までに見積書の提出があった者から見積書の提出を求め、再度の見積競争を要する。
再度の見積競争をもっても予定価格以下の見積書の提出がなかった場合は、7. に掲げる提出期限までに見積書の提出があった者から、見積書を再々度の提出を求めることがある。
 - ③ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、入札執行事務に関係ない職員がくじを引き落札者を決定するものとする。

令和7年 5月14日

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所
契約担当役 海上技術安全研究所長 平田 宏一（公印省略）

※本件に関するお問い合わせ先

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 総務部会計課契約係

仕 様 書

1. 件名及び数量

ガラスビーズ購入 一式

2. 仕 様

- (1) 直径 5mm で寸法公差 $\pm 0.1\text{mm}$ のガラスビーズを納品すること。
- (2) 数量は 2000kg とする。
- (3) 納品は 20kg ごとに袋にいれ、全部で 100 袋とすること。
- (4) クレーンで荷下ろしできる形態で納品すること。

3. 納 期 令和7年 7月 11日

4. 納 入 場 所 三鷹市新川6-38-1
国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所
海上技術安全研究所 海洋環境保全総合実験棟 深海水槽

5. 検 査 納入後、検査職員が仕様にに基づき検査を行う。

6. 保 証 試験実施時に発生した使用者の責によらない損傷・不具合等については、
無償で修理・交換すること。また、実験期間中の不具合については、連絡を
受けたら直ちに補修を行うこと。

7. そ の 他

- (1) 本仕様書について疑義の生じた場合は、職員と協議の上、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載のない事項に関しても、使用上当然必要とされるものについては、請負人の負担において追加・修正すること。
- (3) 当所に来所する際には、必ず正門横守衛所にて記帳の上、所内証を受領し掲示すること。
また、退所時は所内証を守衛所に返却すること。